



経営の散歩道

川中経営研究所
所長 川中清司

▼今度(平成二年)の改正は、七年間にわたって法務省・法制審議会の商法部会で検討されており、会社法改正の総仕上げとなることが予想されていた。

しかし政治情勢や関連業界の意見調整が思うように進まないことから、「経営管理(運営)機構」「合併」「資本減少」などは積み残しとなった。

主な改正内容は次のとおりである。

- ・会社の設立方法
- ・最低資本金制度
- ・株式や社債―資金調達を容易にする
- ・会社の計算と公開
- ・組織の変更―株式会社から有限会社への変更など

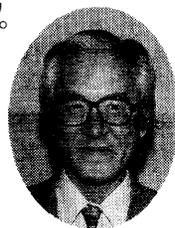
▼今まで、会社を作るには株式会社は七人以上の発起人、有限会社は二人以上の社員が必要だったが、いずれも一人でもよいことになる。

アメリカではすでに、発起人は一人以上で設立できる制度になっている。

▼最低の資本金制度がひかれ、

株式会社は一、〇〇〇万円、有限会社は三〇〇万円となる。

昭和十三年に有限会社法ができた時の最低資本金は一万円だったが、今の貨幣価値では一、〇〇〇万円から一、五〇〇万円に当たる。またドイツの株式会社の最低資本金は一〇万マルク(九〇〇万円)と定められており、一応妥当な金額といえるだろう。



第二十五回

会社法の百年

その2

失うことになる。
▼増資の方法として、利益準備金を資本金に繰り入れることができる。

つまり今まであげてきた利益で、社内に残されている部分を資本金にふりむけるわけだ。

この場合にの日本税制では、株主に対して「みなす配当」として課税することとなっている。

しかし実際は会社の資本の振りかえにすぎず、株主は金銭で配当を受けていないのに課税されるという不合理さがある。そのため税の軽減を求める声が強い。

▼アメリカでは、一九二〇年の

マッコンバー事件で連邦最高裁判所が「株式配当は、株主が何物も受け取っていないので、株主の受け取った利益」として課税するのは誤りだ」との判決をくだして以来、普通株主に対する普通株式による株式配当は、課税所得とされないこととなっている。

ドイツでも一九五九年に特別法をもうけて、株の無償交付は非課税とされており、日本の今

後の改善が期待される。

▼株式会社の決算は、従来まで新聞などの公告が強制されており、怠れば一〇〇万円以下の過料という厳しい規定があった。

しかし大会社以外はほとんど公告しおらず、公告をしない代表取締役に対して過料の制裁をした前例は見当たらず、有名無実となっていた。

今度の改正では、損益・貸借などの計算書類は、公告と登記所への提出の二本建てとなったが、大会社以外は大幅に簡略化されている。

▼日本の会社は約一六〇万社、そのうち資本金一、〇〇〇万円以下は八一%で中小零細が多く、資本金一億円以上はわずかに一%にすぎない。

会社をつくるのは節税目的が多い。しかし鯖江の眼鏡産地をみても、総企業一、二五〇のうち会社は二八〇社だが、その取扱高は一、四一一億円で達し全体の八五%を占め、その殆どが中小会社だ。

このように中小会社が全国の地場産業の土台を築いており、日本経済に果たす役割は大きい。

▼さて、日本の会社諸君。百才を迎えた「会社法さん」に、どんなお祝いをさしあげましょうか。